## 不利益処分に係る処分基準(法令)

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
11	興行場法(昭和23年法律第137 号)第6条	営業の許可取り 消し又は停止	生活衛生課

1 法第6条に基づき、営業者に命じる営業停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

構造設備基準(法第2条第2項,盛岡市興行場法施行条例第3条)に適合しなくなった場合,または衛生措置基準(法第3条第1項,盛岡市興行場法施行条例第4条)に違反した場合であって,当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- 2 営業停止の処分期間は、次のとおりとする。 改善するために要する相当期間。
- 3 法第6条に基づき、営業者に命じる許可取り消しの処分に係る審査基準は次のとおりとする。

構造設備基準(法第2条第2項,盛岡市興行場法施行条例第3条)に適合しなくなった場合,または衛生措置基準(法第3条第1項,盛岡市興行場法施行条例第4条)に違反した場合であって,前記1の処分による改善が見込まれず,当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申 し出てください。